

# 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

有限会社ウエストマリン

初 版 2020年6月5日



**WEST MARINE Co.Ltd.**

## 1. 本ガイドラインについて

2020年5月4日に政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において事業者へ業種や種別ごとに定めたガイドラインを作成し、自主的な感染予防の取組を進めることとされました。

これを踏まえ当社としても新型コロナウイルスの影響により厳しい状況下にある中、今後の感染拡大の予防と当事業の営業活動の再開・継続の両立を図っていく上、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」と沖縄県新型コロナウイルス対策本部が提言する感染症予防策に留意しながら、感染症拡大の予防対策に積極的に取り組んでいくとともに、お客様が安心してご利用いただける環境と従業員が安心して働ける環境を確保することを目的といたします。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況や専門家の知見、お客様の要望や今後の受け入れ体制等を踏まえて随時必要な見直しをおこなってまいります。

※本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症に係る治療法の確立やワクチン開発により健康の安全と安心を十分に確保できる段階によって感染症リスクの低減・終息までの間まで活用することとします。

## 2. 感染防止にあたっての考え方

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は接触感染と飛沫感染であることから当社が事業を展開しているディナークルーズ及び水中観光船においては、旅客ターミナルにお客様が到着してからお帰りになるまでの間のお客様の導線や従業員の導線を十分に考慮し、接触感染や飛沫感染が想定されるリスク評価を行い、そのリスクに応じた感染予防対策を行うとともにクラスター感染のリスクが高いと考える3つの密（密閉・密集・密接）を回避することが重要であると捉え最大限の対策を講じる。

### 3. 基本的な感染防止対策

#### (1) 基本的チェックリスト

- ①従業員の就業前の体温測定、手指消毒の徹底、マスクの着用
- ②施設内の手指の消毒設備の設置

#### (2) お客様受け入れの整理又は制限を実施

- ①密にならない為の対策
- ②発熱等の症状のある方の利用制限
- ③その他感染拡大予防対策の実施

#### (3) 対人距離を維持するための取組

- ①接触感染対策
- ②飛沫感染対策

#### (4) 施設の換気対策についての取組

#### (5) 施設・設備・物品等の消毒対策についての取組

#### (6) お客様へ感染予防対策注意喚起のご案内

### 4. 感染防止に向けた取り組み

#### (1) 旅客ターミナル内における対応策

- ・ターミナル内に設置している3名掛シートの椅子は一定の距離の間隔を保ち且つ椅子との間を1席ずつ空けて対人距離を確保する。
- ・窓口で受付を行う際、一定の距離をとってお並び頂ける様、予め床にテープを貼るなどの工夫をし、また予約状況により混雑が予想される場合は可能なかぎり一定の距離を保ち行列を作らないよう誘導もしくは他の対策を考慮し実践する。
- ・お客様と従業員が対面する窓口では飛沫感染の防止の為、透明な仕切（アクリル板やビニールカーテン）等を設置する。

- ・お客様や従業員は共に飛沫感染防止の為マスクを着用する。マスクをしていないお客様については着用の協力を求める。
- ・商品のお支払いで現金・クレジットカード等の受け渡しが発生する場合、手渡しで受け取らずキャッシュトレイなどを利用する。乗船カードも同様とする。
- ・窓口のカウンター及び来訪者が出入りする事務所の入り口付近には手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、お客様や来訪者へ手指消毒の協力を求める。
- ・お客様の見える場所に、感染拡大防止に関する取り組みの案内表示を設置する。
- ・お客様や複数の人が手指などで高頻度に接触する箇所は清拭消毒をこまめに行う。  
(カウンター付近・椅子・物品冷蔵庫・乗船カード・ドアノブ・キャッシュトレイなど・・・)
- ・お客様から荷物(スーツケースやバック)をお預かりする際は受け取り時と返却時に荷物札の清拭消毒と手指消毒を行う。
- ・乗船開始前の事前案内の説明を行う際、お客様とは一定の距離を保つ。  
(拡声器やマイクなどの機材を使用した場合は、都度清拭消毒を行う)
- ・発熱・咳などの症状が認められる場合の利用制限の注意喚起を窓口に提示する。
- ・受付時、非接触型体温計にてお客様から検温をとり発熱(37.5度以上)の場合は乗船のお断りをする。

## (2) クルーズ内における対応策

### 1. レストランシップモビーディック号(ディナークルーズ)

#### 【旅客ターミナル⇄船 港内バス】

- ・お客様が乗降の際は、一定の距離の間隔をとって誘導する。
- ・エアコンや窓をあけるなどをし、外気を取入れ車内換気を行う。
- ・予約状況を踏まえながら車内の座席の一部を使用禁止にすることや乗車の人数制限を行うなどして一定の距離の間隔を確保する。

#### 【乗下船時】

- ・お客様の乗下船時は一定の距離の間隔をとって誘導する。
- ・旅客ターミナルから港内バスで到着されるお客様のお迎えやお見送りについて乗船タラップの乗降口ではお客様との一定の距離を確保する。
- ・港内バスへお客様を誘導する場合は一定の距離を確保する。

### 【2F 室内レストラン】

- ・室内入り口には手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、お客様へ手指消毒の協力を求める。
- ・レジカウンター及びドリンクカウンターは飛沫感染防止の為、透明な仕切（アクリル板やビニールカーテン）等を設置する
- ・船室内の構造等の環境に応じた可能な範囲で客席の距離の確保に創意工夫する。
  - ①生演奏ステージと客席との間はおおむね2 m～2.5mほどの距離をあける。
  - ②客席は出来る限り（最低1 m以上）の間隔をあける。
  - ③対面席のテーブルは他のお客様やグループとは背中合わせに配置する。
- ・従業員はマスクを着用してお客様のサービスに努める。
- ・一般商品については当面ハーフビュッフェを休止し、フルコースにて個別に料理の皿を提供する。
- ・ドリンク等のお支払いで現金・クレジットカード等の受け渡しが発生する場合手渡しで受け取らずキャッシュトレイなどを利用し、使用後は清拭消毒をする。
- ・客席は人が密着しないよう適度なスペースで人数の配置を組むようにする。
- ・客席でお客様から注文を受ける場合は、なるべく対面を避けるようにし、可能な範囲で間隔を保つ。
- ・カメラで記念撮影を撮る場合は、なるべく距離を保ち手洗い・手指消毒を行う。
- ・換気は空調使用時においても定期的に空気の入れ替えを行うこととする。
  - ①出入口ドアを開放し換気を行う。
  - ②窓側席で空席の場合、気象状況を勘案しながら、おおむね10cm～15 cm程開放し換気を行う。
- ・お客様が下船した後や入れ替え時などは使用したテーブルの清拭消毒を行う。（テーブル・椅子・メニューブック・卓上備品などお客様が手指で触れるもの）

### 【3F 屋外デッキ】

- ・屋外入り口には手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、お客様へ手指消毒の協力を求める。
- ・ドリンクカウンターは飛沫感染防止の為、透明な仕切（アクリル板やビニールカーテン）等を設置する。
- ・客席は出来る限り（最低1 m以上）の間隔をあける。
- ・従業員はマスクを着用してお客様のサービスに努める。
- ・ドリンク等のお支払いで現金・クレジットカード等の受け渡しが発生する場合手渡しで受け取らずキャッシュトレイなどを利用し、使用後は清拭消毒をする。
- ・客席でお客様から注文を受ける場合は、なるべく対面を避けるようにし、可能な範囲で間隔を保つ。

- ・カメラで記念撮影を撮る場合は、なるべく距離を保ち手洗い・手指消毒を行う。
- ・屋外デッキでお客様が景観などお楽しみの際、なるべく人との間隔をあけるよう誘導する。

#### 【トイレ】

- ・トイレは毎日清掃し高頻度で不特定多数の者が触れる箇所は定期的に清拭消毒を行う。(ドアノブ・水栓レバー・便座・蛇口・トイレットペーパーホルダー等)
- ・ハンドドライヤーは使用を中止し、ペーパータオルを設置する。
- ・洗面所ではせっけん手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、利用者に手洗い消毒を促すよう表示する。

#### 【喫煙所】

- ・1F 屋外の喫煙室スペースで喫煙をする場合は人との間隔をあけるよう表示する。

## 2. 水中観光船オルカ号

#### 【旅客ターミナル⇄船】

- ・旅客ターミナルにてガイドがお客様へ案内の説明を行う際は一定の距離を保つ。
- ・お客様をご案内する際は人との間隔をあけて誘導する。(乗船時、下船時も同様)

#### 【屋外デッキ・展望室】

- ・従業員はマスクを着用してお客様のサービスに努める。
- ・お客様の見える位置に手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。
- ・船の構造等の環境に応じた可能な範囲で席の距離の確保に創意工夫する。
  - ①椅子は出来る限り一定の間隔をあけて設置する。(2F デッキ)
  - ②ベンチシートは1人分の間隔をあけるよう案内表示する。(1 F デッキ)
  - ③展望室では背中合わせで着席し、展望シートは1人分の間隔をあけて水中鑑賞をお楽しみいただく。
- ・展望室は出入口側にいるお客様から一定の距離を保って入退室するよう係が誘導する。
- ・トイレは毎日清掃し高頻度で不特定多数の者が触れる箇所は定期的に清拭消毒を行う。(ドアノブ・水栓レバー・便座・トイレットペーパーホルダー等)
- ・展望室は定期的に開放し換気を行う。
- ・展望室はこまめに清拭消毒を行う。  
(展望ガラス・ベンチシート・手すり・クッションなど)

## 5. 衛生管理の取り組み

- (1) HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の徹底
- (2) 検査機関による定期的な腸内細菌検査の実施、従事者の健康管理
- (3) 専門機関による定期的な水質管理の実施、衛生的環境の確保

## 6. 従業員に向けた衛生管理・防止対策

### (1) 勤務時

- ・マスクを適切に着用し、定期的に手洗い・うがいを徹底する。
- ・必要に応じて手指消毒・清拭消毒をおこなう。
- ・制服やユニフォームはこまめに洗濯し清潔なものを着用する。
- ・業務作業の空間にもよるが、できるだけ人と一定の距離の間隔をあける。
- ・来訪者が出入りする場合は、手指消毒の協力を求める。

### (2) 休憩・休息

- ・休憩する人数を制限し、対面での飲食は避けるようにする。
- ・休憩室などの室内では換気を行うこと。
- ・共用する物品（椅子・テーブル・給水機・給湯機・冷蔵庫・レンジ）などについては定期的に清拭消毒することを心がける。
- ・休憩室を使用する際は入退室の前後手洗いすることを心がける。
- ・喫煙も含め休憩・休息をとる際は人と適度な間隔をとること。

### (3) 設備・器具

- ・業務中に個人が触れる機器については定期的に清拭消毒を行うこと。  
(デスク・電話・パソコン・キーボード等)
- ・業務中に複数の者が触れる共有設備については頻繁に清拭消毒を行うよう心がける。  
(ドアノブ・手すり・電気のスイッチ・窓・端末機器・機材関連・テーブル・椅子等)
- ・各業務の作業場所では換気を定期的に行う。  
(事務所・休憩室・室内レストラン・更衣室・展望室・貯蔵庫)
- ・密閉度の高い操舵室や機関室（モビーディック号・オルカ号）での作業時はこまめに換気を行う。
- ・空調設備は換気対策をする上で重要な役割を担うため、定期的に清掃する。
- ・社用車については定期的に清拭消毒を行う。

### (4) トイレ

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする。
- ・使用後は必ず石鹸手洗いを行い、必要に応じて手指消毒液で消毒する。
- ・ハンドタオル・ハンドドライヤーは使用せず、タオルペーパーもしくは個人用の手拭きタオルを準備する。
- ・常時換気をオンにするなど換気に留意する。

## 7. 従業員に対する健康管理対策

### (1) 健康管理

- ①始業時に体温チェックを徹底し健康状態の確認を行うこと。
- ②始業時または勤務中に体調のすぐれない従業員で以下項目（※1）に該当する場合は直ちに帰宅させ、状況に応じて以下（※2）いずれかの対応をとる。

#### ※1)

- 発熱（37.5度以上）の熱があり風邪の症状（くしゃみや咳）が出る方。
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方。
- 嗅覚・味覚に異常を感じる方

#### ※2)

- 医療機関での受診または保健所へ相談の連絡をし、その指示に従うこと。
- 自宅待機とし経過観察を行う。

- ③家族や同居者に感染者や感染者との接触があることが判明した場合は自宅待機とし経過観察する。
- ④自宅待機または療養中の従業員の健康状態を毎日確認すること。

## 8. 感染者が確認された場合の対応

### (1) 従業員の感染が確認された場合

- ①保健所や医療機関の指示に従い、速やかに営業可否の判断をし、関係者への周知の徹底を行う。
- ②従業員が感染した旨を速やかに管轄区の沖縄総合事務局に連絡する。
- ③感染した従業員の行動範囲を踏まえ、社内の消毒を行うとともに必要に応じて他の従業員などを自宅待機させるなどの対応を検討する。
- ④感染した従業員の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。

### (2) お客様の感染が確認された場合

- ①沖縄県が設置する旅行者専用相談センター（TACO）へ連絡し、その指示に従う。

### (3) 複数の会社が混在する旅客ターミナル内で感染が確認された場合

- ①保健所や医療機関及び建物の貸主である管理組合の指示に従う。